地域脱炭素の実現に向けた事業パートナーの選定等支援

及びゼロエミッション地区の創出に係る調査業務委託

企画提案書募集要項

令和７年４月

江　戸　川　区

1.募集の概要

標記業務の受託者を募集します。選定は公募型簡易プロポーザルを採用し、書類審査を通して委託候補事業者を決定します。

２.業務概要

（１）業務名

地域脱炭素の実現に向けた事業パートナーの選定等支援及びゼロエミッション地区の創出に係る調査業務委託

（２）業務内容

（別紙1）「委託特記仕様書(案)」のとおり

（３）契約期間

契約日の翌日から令和8年3月31日までとする。ただし、契約は予算成立を条件として単年ごとに締結するものとし、業務執行実績等により継続することがある。

（４）上限額

上限金額22,000,000円(消費税相当額を含む)。上限金額には、本業務委託を行うに当たり、必要な経費のすべてを含むものとします。なお、消費税相当額は１０％です。

３.参加資格

本業務委託への提案を希望する事業者は、以下の（１）から（３）の全ての事項に該当していることを条件とします。

（１）東京都又は江戸川区から指名停止を受けていないこと。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定による欠格条項に該当していないこと。

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第２号 又は、第２条第６号の規定に該当していないこと及び江戸川区契約における暴力団等排除 措置要綱(平成 23 年 10 月１日施行)別表の各号に掲げる措置要件に該当していないこと。

４.参加手続

（１）担当部署及び問い合わせ先

〒132-8501江戸川区中央一丁目4番１号（江戸川区役所北棟３階）

江戸川区環境部気候変動適応計画課脱炭素計画係　電話：03-5662-6745（直通）

メールアドレス：kikouhendou@city.edogawa.tokyo.jp

（２）募集要領等の配布

ア　配布期間令和7年4月11日（金）～令和7年5月16日（金）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで（最終日午後3時まで））

イ　配布場所及び受付場所

上記（１）の窓口での配布のほか、江戸川区ホームページからダウンロード可

（３）参加申込書の提出期限、提出場所及び提出方法

　　本プロポーザル参加希望者は、参加申込書（様式1）を提出してください。

ア　提出期限令和7年5月16日（金）午後３時（厳守）

イ　提出先（１）の担当部署

ウ　提出方法電子メールにて参加申込書（様式1）を提出してください。

※電子メール以外の方法による提出は不可とします。また、参加申込書受理後に申込書記載の連絡先に確認のメールをお送りします。提出期限の当日までに確認メールが届かなかった場合には、担当部署に電話でご連絡願います。

エ　その他

・企画提案書の作成に当たっては、下記の江戸川区ホームページの資料も参考にしてください。「[地域脱炭素の実現に向けた江戸川区の考え方](https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e086/toshikeikaku/kankyo/inochi/ikennbosyuu.html)」

5.質疑・回答

　質問がある場合は、質問票（様式2）を提出してください。

（１）提出期限：令和７年4月25日（金）午後3時（厳守）

質問を受信後、送付元へ受信確認のメールをお送りします。提出期限の午後５時までに確認メールが届かなかった場合には、担当部署に電話で確認してください。

（２）提出方法：電子メールにより、word形式のデータで4.（１）に提出すること。なお、電子メール以外での方法や質問書提出期間外の質問は受付けません。

（３）質疑回答：質問及び回答は随時ホームページに掲載します。ただし、質問のあった事業者名は非公表とします。

6.応募書類等

（１）以下の提案書一式を提出すること（A４版・様式及び縦横自由）

　　①表紙

　　②提案書（様式3）

　　　③事業者概要

　　　④実施体制がわかる業務体制表

　　　⑤受託見積書

　　　⑥提案書一式のPDFデータ（表紙は社名入り）

　（２）提出部数

　　　7部（正本1部、副本6部）

※表紙に事業者法人名を記載すること。

（３）応募期間

令和7年5月１６日（金）午後３時（厳守）

（４）提出方法

持参または郵送とします。いずれの場合も提出する日時を提出日の前日までにあらかじめ担当課に電話でご連絡ください。応募書類が応募期間内に提出されない場合は、失格とします。

（５）提出された応募書類の取扱い

ア　提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しません。ただし、公文書公開請求があった場合は、江戸川区情報公開条例に基づき取り扱うこととします。

イ　提出のあった応募書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。

ウ　提出された応募書類は返却しません。

エ　企画提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとしますが、公表・展示、その他の理由で区が必要と認めるときには、区はこれを無償で使用できるものとします。

オ　企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとします。

7.評価方法、結果の通知

提出された提出書類を用いて、江戸川区環境部に設置された審査委員会が審査し、選定します。

（１）評価基準

「（別紙2）審査基準」のとおり。

（２）選定結果の通知

　　　結果は対象事業者に対して個別に通知します。なお、結果の詳細に関しては非公

表とし、結果についての異議申し立ては受け付けません。

（３）スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 日程 | 項目 |
| 令和7年4月 | 11日（金） | 募集開始 |
|  | 25日（金） | 質問書受付締切 |
|  | 随時 | 質問書回答 |
| 5月 | １６日（金） | 参加申込・企画提案書の受付締切 |
|  | ３０日（金） | 審査結果通知 |

8. 参加事業者の失格要件

（１）「3 参加資格」を満たさなくなった場合。

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合。

（３）委員会において、審査の公平性を害する行為や不正行為があったと認めた場合。

（４）提出された企画提案書等が、実施要領（本書）で定めた提出方法、提出先、提出

期限に適合しない場合。

（５）前各号に定めるほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

9.契約内容の調整、手続き

契約交渉の相手方に選定された者と江戸川区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結します。

10.決定の取り消し

その他次に掲げる事項に該当する者は、失格とします。

（１）提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

（２）本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

11.辞退について

　企画提案書の締切までは辞退することができます。辞退に関する届け出の様式は自由です。また、企画提案書の受付締切日までに提出がなかった場合も辞退とみなします。